香芝市下水道事業債権管理規則をここに公布する。

令和７年４月１日

香芝市長　三　橋　和　史

香芝市規則第３０号

香芝市下水道事業債権管理規則

香芝市下水道事業に関する下水道使用料の管理に関し必要な事項は、香芝市債権管理規則（平成１９年規則第２１号）に基づく強制徴収債権の取扱いに係る規定の定めるところによる。この場合において、同規則中「市」とあるのは「下水道事業」と、「歳入徴収員」とあるのは「企業出納員等」と、「香芝市会計規則（昭和５９年規則第６号）第５条第１項の規定により設置された箇所の出納員及び分任出納員」とあるのは「香芝市下水道事業会計規則（令和７年規則第　号）第２条第１項に規定する企業出納員及び現金取扱員」と読み替えてこれらを適用する。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。